

小平市地域防災計画

(令和3年修正)

(震災編)

概要版

令和3年12月

小平市

目 次

小平市地域防災計画（震災編）とは	1
計画の目的	1
令和3年修正の視点	1
計画の基本理念	1
計画の構成	2
被害の想定（多摩直下地震・立川断層帯地震）	4
被害軽減と都市再生に向けた目標	5
市民、事業者の方々の取組	6
市民の自助による取組	6
災害に対する日頃の備え	6
地震時の対応	7
避難情報に対応したとるべき行動	11
地域での共助の取組	13
災害に対する日頃の備え	13
地震時の地域での助け合い	14
事業所の防災対策	15
災害に対する日頃の備え	15
地震時の対応	15
市の取組	16
被害を抑制するための市の主な取組（予防対策）	16
市民と地域の防災力向上	16
食料や飲料水などの備蓄	17
避難場所・避難所の指定	17
避難所管理運営マニュアルの作成	17
避難行動要支援者登録名簿等の作成	18
医療救護体制の整備	18
他市町村との応援協定締結の推進	18
市の災害応急対策（地震発生後に実施する活動）	19
市の体制	19
避難の対策	20
帰宅困難者対策	21
住民の生活の早期再建	22
その他の地域防災計画	23
風水害編	23
原子力災害編	23
火山災害編	23

小平市地域防災計画（震災編）とは

計 画 の 目 的

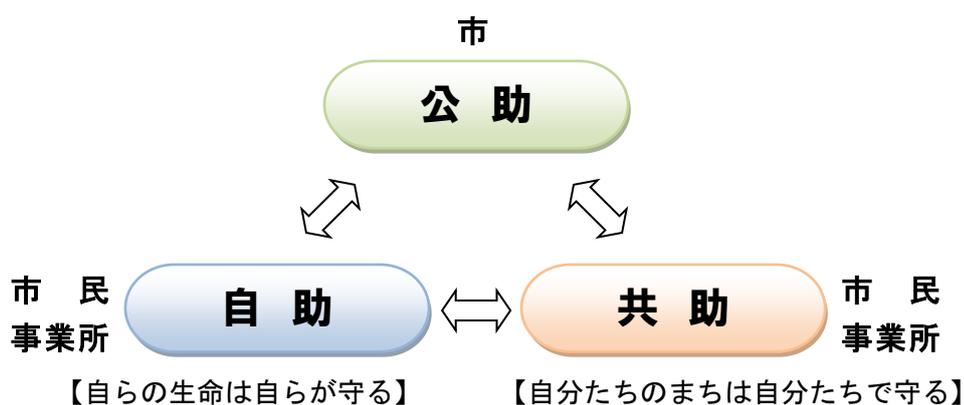
小平市地域防災計画（震災編）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、小平市防災会議が策定するもので、震災から市民の生命・身体・財産を保護し、「震災に強い小平の実現」を図ることを目的としています。

令和3年修正の視点

- ◆東京都地域防災計画（令和元年修正）の反映
- ◆前回の修正以降発生した法律等の改正の反映
- ◆庁内の防災体制を見直し、応急・復旧対策を迅速・的確に対応すべく、より実効性の高い計画への見直し

計 画 の 基 本 理 念

「自助」と「共助」の理念に立つ市民や事業者と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図り、地震災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守ります。



計 画 の 構 成

【個別施策と各フェーズの体系整理図】

第Ⅰ部 小平市の防災力の高度化に向けて

地域防災計画（震災編）の概要、小平市の概況と被害想定、地震に対する調査研究、令和3年修正の概要等、被害軽減と都市再生に向けた目標

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

基本理念及び基本的責務

市及び防災機関の役割

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動（応急対策）

地震後の行動（復旧対策）

第2章 市民と地域の防災力向上

自助による市民の防災力向上
 地域による共助の推進
 消防団の活動体制の充実
 事業所による自助・共助の強化
 ボランティアとの連携
 市民・行政・事業所等の連携

自助による応急対策の実施
 地域による応急対策の実施
 消防団による応急対策の実施
 事業所による応急対策の実施
 ボランティアとの連携

第3章 安全な都市づくりの実現

安全に暮らせるまちづくり
 建築物の耐震化及び安全対策の促進
 長周期地震動への対策の強化
 出火・延焼等の防止

消火・救助・救急活動
 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止
 公共の安全確保、施設の本来機能の回復
 危険物等の応急措置による危険防止

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

道路・橋りょう等の安全確保等
 鉄道施設の安全確保
 用水路の安全対策
 緊急輸送ネットワークの整備
 水道・下水道の安全対策
 電気・ガス・通信等の安全対策

道路・橋りょうの応急対策
 鉄道施設の応急対策
 河川・用水路の応急対策
 水道・下水道の応急対策
 電気・ガス・通信の応急対策

道路・橋りょうの復旧対策
 鉄道施設の復旧対策
 河川・用水路の復旧対策
 水道・下水道の復旧対策
 電気・ガス・通信の復旧対策

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

初動対応体制の整備
 業務継続体制の確保
 消火・救助・救急活動体制の整備
 広域連携体制の構築
 応急活動拠点の整備

初動態勢
 防災会議の開催
 消火・救助・救急体制
 応援協力・派遣要請
 応急活動拠点の調整

第6章 情報通信の確保

防災機関相互の情報通信連絡体制
 住民等への情報提供体制の整備
 住民相互の情報連絡等の環境整備

防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）
 被害状況等の収集・伝達
 広報体制
 広聴体制
 住民相互の情報連絡等

第7章 医療救護・保健等対策

初動医療体制等の整備
 医薬品・医療資器材の確保
 遺体の取扱い

初動医療体制等の構築
 医薬品・医療資器材の供給
 医療施設の確保
 行方不明者等の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

防疫体制の確立
 火葬体制の確立

地震前の行動 (予防対策)	地震直後の行動(応急対策)	地震後の行動 (復旧対策)
第8章 帰宅困難者対策		
<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策条例に基づく避難の周知徹底の事業者による取組の推進 帰宅困難者への情報通信体制整備 一時滞在施設の確保 徒歩帰宅支援のための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺での混乱防止 事業所等における帰宅困難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩帰宅者の代替輸送 徒歩帰宅者の支援
第9章 避難者対策		
<ul style="list-style-type: none"> 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む) 避難所・避難場所等の指定・安全化 避難所の管理運営体制の整備等 避難所外の避難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 避難所の開設・管理運営 避難所外の避難者対策 動物救護 ボランティアの受入れ 被災者の他地区への移送 	
第10章 物流・備蓄・輸送対策		
<ul style="list-style-type: none"> 食料及び生活必需品等の確保 飲料水及び生活用水の確保 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 輸送体制の整備 輸送車両等の確保 燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の供給 飲料水の供給 物資の調達要請 他市からの支援物資の受入れ・配分 義援物資の取扱い 輸送車両の確保 燃料の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズへの対応 炊き出し 水の安全確保 生活用水の確保 物資の輸送
第11章 放射性物質対策		
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供体制の整備 市民への情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制 市民への情報提供等 放射線等使用施設の応急措置 核燃料物質輸送車両等の応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動 放射性物質への対応 風評被害への対応
第12章 住民の生活の早期再建		
<ul style="list-style-type: none"> 生活再建のための事前準備 トイレの確保及びし尿処理 ごみ処理 がれき処理 災害救助法等 	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 住家被害状況調査等 罹災証明書の交付準備 義援金の募集・受付 トイレの確保及びし尿処理 ごみ処理 がれき処理 災害救助法等の適用 激甚災害の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付 被災住宅の応急修理 応急仮設住宅の供給 建設資材等の調達 被災者の生活相談等の支援 義援金の募集・受付・配分 被災者の生活再建資金援助等 職業のあっ旋 租税等の徴収猶予及び減免等 その他の生活確保 中小企業及び農業関係者への融資 応急金融対策 がれき処理の実施 災害救助法の運用等

第Ⅲ部 震災復興計画

復興の基本的な考え方、震災復興本部、震災復興計画の策定

第Ⅳ部 東海地震対策編

策定の目的、防災機関が処理すべき事務または業務の大綱、災害予防対策、東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応、警戒宣言時の応急活動体制、市民・事業所等のとるべき措置

被害の想定

東京都は、東日本大震災を踏まえ、被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。そのうち、市に大きな被害を及ぼす多摩直下地震（プレート境界多摩地震）及び立川断層帯地震の2地震の被害想定を計画の前提とします。

■ 多摩直下地震（プレート境界多摩地震）

震源	東京都多摩地域	震度	6強（一部6弱）
規模	マグニチュード7.3	風速	8m/秒
震源の深さ	約20km～35km		

発生時刻	冬の5時	冬の12時	冬の18時
建物全壊	2,083棟	2,083棟	2,083棟
焼失建物	523棟	1,213棟	4,826棟
死者	144人	96人	182人
負傷者 （うち重傷者）	1,877人 （259人）	1,336人 （191人）	1,764人 （298人）
避難者数	37,068人	39,263人	50,759人
避難生活者数	24,094人	25,521人	32,993人
帰宅困難者数	—	38,306人	38,306人
エレベーター閉じ込め	15台	16台	17台
災害時要援護者死者数	63人	55人	103人
自力脱出困難者	808人	526人	580人
震災廃棄物	52万t	54万t	62万t

■ 立川断層帯地震

震源	東京都多摩地域	震度	6強（一部7、6弱）
規模	マグニチュード7.4	風速	8m/秒
震源の深さ	約2km～20km		

発生時刻	冬の5時	冬の12時	冬の18時
建物全壊	2, 322棟	2, 322棟	2, 322棟
焼失建物	522棟	1, 059棟	4, 364棟
死者	159人	101人	183人
負傷者 (うち重傷者)	2, 015人 (286人)	1, 402人 (203人)	1, 816人 (305人)
避難者数	46, 605人	48, 216人	58, 129人
避難生活者数	30, 293人	31, 340人	37, 784人
帰宅困難者数	—	38, 306人	38, 306人
エレベーター閉じ込め	15台	16台	17台
災害時要援護者死者数	69人	58人	104人
自力脱出困難者	902人	581人	644人
震災廃棄物	54万t	56万t	63万t

被害軽減と都市再生に向けた目標

10年以内に達成すべき目標として、以下の3つの目標を定めています。

目標1：死者等を6割以上減少させる

- ◆ 建築物の倒壊や火災による死者を6割以上減少させる
- ◆ 避難者を6割以上減少させる
- ◆ 建築物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる

目標2：強固な危機管理体制による迅速かつ的確な災害対応を図る

- ◆ 市の強固な危機管理体制と関係機関等との連携により、被災者の安全を確保する
- ◆ 被災者への物資等が円滑に供給されるよう体制を整備する
- ◆ 避難所等の管理運営が円滑に行われるよう体制を整備する

目標3：早期の生活再建を図る

- ◆ ライフラインを60日以内に95%以上回復する
- ◆ 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

市民、事業者の方々の取組

市民の自助による取組

■ 災害に対する日頃の備え



自分や大切な家族を地震災害等から守るためには、日頃の備えが大切です。住宅の耐震性及び耐火性の確保、家具類の固定や非常食料品の備蓄等を行いましょう。

また、いざという時に自らの安全を自ら確保し、冷静に行動できるように積極的に防災訓練に参加しましょう。

- ◆ **家屋・建築物、その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保**
 - ・ 住宅の耐震診断を行い、必要があれば耐震改修を行う。
 - ・ ブロック塀を生垣にする。あるいは、ブロック塀を改修する。
- ◆ **日頃からの出火の防止**
 - ・ カーテンは防火処理を施したものにします。
 - ・ ストープは対震自動消火装置がついているものにします。
 - ・ 普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。
- ◆ **消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備**
 - ・ 火災の発生に備えて消火器の準備をしておく。
 - ・ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置する。設置後は、日頃から作動確認（電池切れの確認等）や手入れを行う。
- ◆ **家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止**
 - ・ 出入口をふさがらないような家具の配置と家具類（テレビ等）の固定
 - ・ 日頃から整理整頓をして必要なものだけを出しておき、地震が来ても安全な空間や避難ルートを確認しておく。
 - ・ 食器棚等の扉に留め具をつける。
 - ・ 食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止フィルムを貼る。
- ◆ **在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施や非常持出用品の準備**
 - ・ 最低3日分（推奨は1週間分）の食料、水（1日1人3Lを目安）や簡易トイレなどを備蓄しておく。
 - ・ 医薬品、眼鏡、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出用品を準備する。
 - ・ 個々の状況に応じた備蓄品を準備する。（生理用品、おむつ、ミルク等）
- ◆ **停電への備え**
 - ・ モバイルバッテリー、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備
- ◆ **災害が発生した場合の家族の避難場所・連絡方法・役割分担の確認**
 - ・ 家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
 - ・ 家族で安否確認の方法や集合場所などを決めておく。
 - ・ 出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。

◆ 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

- ・ 日頃から防災訓練に参加して、初期消火、救出、応急救護などを身につけておく。
- ・ 市などが実施する講演会等に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。

◆ 町会や自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力

- ・ 普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。
- ・ 地域で行う防災対策に積極的に参加する。

◆ 避難行動要支援者(注1)がいる家庭における、避難行動要支援者登録名簿(注2)への登録

- ・ 避難行動要支援者登録名簿に登録しておく。

◆ ペットの災害対策

- ・ 日頃より動物のしつけ、予防注射・ワクチン等の接種、備蓄品・飼養用具の用意、災害時の預け先の確保を準備しておく。

(注1) 避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
(注2) 避難行動要支援者登録名簿・・・避難支援を必要とする避難行動要支援者本人が同意し登録する名簿のこと。

■ 地震時の対応

あわててむやみに行動するとかえって危険です。冷静に状況を判断して的確な行動をしましょう。

【地震時の行動手順】

地震だ！ まず身の安全

落ちついて 火の元確認 初期消火

窓や戸を開け 出口を確保

正しい情報 確かな行動

火災などで自宅では身の安全が確保できない場合

避難場所へ避難

自宅で身の安全が確保できる場合

自宅で待機
(在宅避難)



【まずは身の安全を】

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。

◆ 家にいた場合

- ・ 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

◆ 人が大勢いる施設にいた場合

- ・ あわてて出口に走り出さないで、係員の指示に従って落ち着いて行動する。

◆ 路上や街中にいた場合

- ・ ブロック塀や自動販売機の転倒に注意する。
- ・ 看板や割れたガラスの落下に注意する。
- ・ ビルなどの建物から離れ、持ち物や両手で頭を守る。



◆ エレベーターにいた場合

- ・ 揺れを感じたらすべての階層ボタンを押して、停止した階で降りる。
- ・ 停電などで閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け外部に助けを求める。

◆ 自動車運転中の場合

- ・ 大きな揺れを感じたら、ハンドルをしっかりと握り、急ブレーキはかけず、まわりの車に注意を促しながら、緩やかに速度を落とす。
- ・ 駐車場や道路の左側に停止する。

◆ 鉄道・バス乗車中の場合

- ・ つり革や手すりにしっかりつかまる。

【落ちついて火の元確認】

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。

出火した時は、落ちついて消火する。



【出口を確保】

揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。

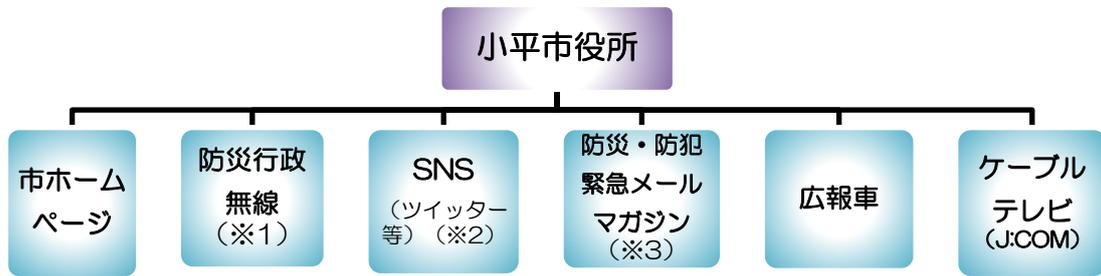
瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので、外に飛び出さない。



【正しい情報を収集】

市ホームページ、防災行政無線の放送、防災・防犯緊急メールマガジン、報道等で正しい情報を入手し、冷静に状況を判断して的確な行動をしましょう。

小平市からの情報伝達経路



(※1) 防災行政無線・・・屋外に設置しているスピーカー（夕方の愛のチャイムが鳴るスピーカー）。

(※2) SNS・・・災害時、市ホームページや防災・防犯緊急メールマガジンでお知らせした緊急防災情報の概要等を掲載します。

(※3) 防災・防犯緊急メールマガジン・・・災害時に避難情報等をお知らせするほか、平常時も防災・防犯に関するお知らせ等を配信しています。

ミニ情報

- ◆ 防災行政無線自動音声応答サービス
防災行政無線で放送した内容が、電話で確認できます。
専用ダイヤル：042-341-0793
- ◆ 各種サービスのQRコード
事前に登録をし、発災時に備えましょう。

小平市公式ツイッター



小平市携帯サイトのQRコード

小平市メールマガジン



小平市携帯サイトのQRコード

【自主的な避難行動】

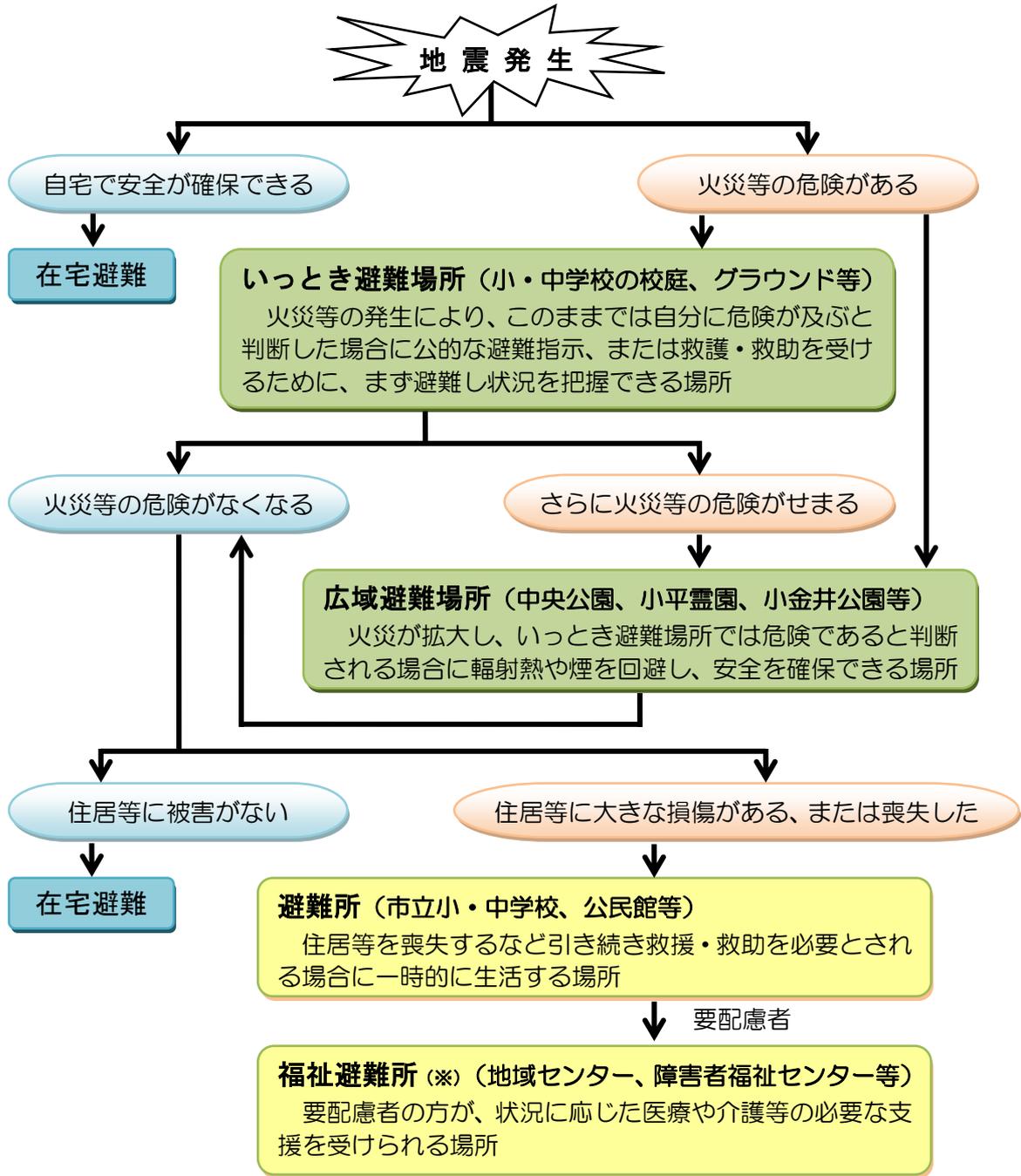
自宅が安全であれば、あえて避難する必要はありませんので、自宅で様子を見ましょう。しかし、火災等の危険があるため、避難する必要がある場合には、いっとき避難場所や広域避難場所などに避難しましょう。

火災等の危険がなくなり、住居等の被害がない場合は、自宅に戻りましょう。住居等に大きな損傷があった場合や、焼失した場合は、避難所等へ避難しましょう。

【在宅避難】

新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した場合、不特定多数の人が集まる避難所は、感染の危険が高まります。在宅避難ができるよう、日頃より、避難所に行かない避難の方法を検討しておきましょう。

【避難の流れ】



(※) 福祉避難所は、避難所での避難の状況に応じて開設するため、すぐには開設されません。

重要

避難所の受入れには限界がある！

避難所は、市民全員を受け入れることはできません。自宅が居住可能であれば、避難所には行かずに自宅で生活します。自宅で生活できない場合でも、親戚や友人宅など避難所以外の避難先を確保するよう、日頃から避難先の検討をお願いします。

なお、車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化等の健康被害が懸念されます。また、市内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動拠点として活用する場合があります。

■ 避難情報に対応したとるべき行動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人命への危険が及ぶと予想される場合などは、市から避難情報を発令します。いざというときのため、日頃から避難情報及び各種避難情報に対応した、居住者等がとるべき行動等を理解しておくことが大切です。

【警戒レベル一覧表】

警戒レベル	状況	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
5	災害発生又は切迫	<u>緊急安全確保</u>	大雨特別警報、氾濫発生情報等
4	災害のおそれ高い	<u>避難指示</u>	氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等
3	災害のおそれあり	<u>高齢者等避難</u>	大雨警報、洪水警報等
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	※警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミング等は必ずしも一致しません。
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	

【居住者等がとるべき行動】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<u>命の危険 直ちに安全確保</u> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<u>危険な場所から全員避難</u> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（※1））する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ・高齢者等（※2）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<u>自らの避難行動を確認</u> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<u>災害への心構えを高める。</u> ・防災気象情報等の最新情報に注意する。

※1 自宅・施設等の上階への移動や高層階に留まること（待避）

※2 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する人

（注）突発的な災害の場合、市からの避難指示等の発令が間に合わないことがあります。自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難してください。

地域での共助の取組

■ 災害に対する日頃の備え

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが非常に重要です。特に高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援を行きましょう。また、人的被害を軽減させるには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が不可欠です。共助の取組への参画や自主防災組織を結成し、地域の防災活動を活性化させましょう。

「自分たちのまちは自分たちで守る」取組み

- ・ 防災に関する知識を得ることができるよう講習会等に参加する。
- ・ 地震火災から地域を守るため、出火防止の重要性について周知する。
- ・ 初期消火、救出救助、応急救護、避難などの防災訓練を地域で実施する。
- ・ 地域で防災資器材や防災物資を備蓄する。
- ・ 建物が倒壊する可能性のある地域や、避難が難しい地域など、地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民で情報を共有する。
- ・ 地域内の要配慮者に係る情報を把握し、地域全体で支援できる体制を整える。
- ・ 市や地域内の企業・事業所と連携・協力できるよう日頃から関係を構築する。

■ 自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織とは、地域の方々が連携し防災活動を行う「共助」の中核を担う組織です。平常時は、災害に備えた取組を実践し、災害時には、被害を最小限に食い止めるための応急活動等を行います。

市では、災害時に助け合いのできる地域づくりをしていただくため、自主防災組織の結成を推進しています。

◆ 10世帯以上から登録できます。

市に自主防災組織の登録をしていただくことで、以下の支援が受けられます。

- ・ 地域防災フォーラムへの参加
- ・ 出前講座の実施や防災訓練への支援
- ・ 各種防災セミナーのご案内など

◆ 50世帯以上の組織

上記の支援のほか、資器材の整備や訓練等に要する費用の一部補助や防災倉庫の貸与を行っています。

詳細は、防災危機管理課（042-346-9519）にお問合せください。

■ 地震時の地域での助け合い

地震が発生した場合には、自らの安全を確保すると共に、地域で消火活動や救出・救助活動等の初動活動に取り組みましょう。こうした初動活動が、被害の軽減につながります。

近隣住民同士の助け合いが大事！

◆ 安否確認や被害についての情報収集

- ・ 自宅の安全を確認した後は、近隣の安否を確認する。

◆ 初期消火活動

- ・ 火災が発生した場合は、地域で協力して、初期消火を実施する。
- ・ 消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。



◆ 救出・救護活動

- ・ 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。
- ・ 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- ・ 負傷者に対し、応急救護を実施する。

◆ 住民の避難誘導活動

- ・ 避難が必要な場合は、地域で声をかけ合い、協力しながら避難する。

◆ 要配慮者の避難支援

- ・ 要配慮者の安否確認を行うとともに、避難を支援する。

◆ 避難所運営支援

- ・ 市や地域住民と連携し、自治会や自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者にも配慮した避難所運営を行う。
- ・ 炊出しなどの給食・給水活動を実施する。

事業所の防災対策

■ 災害に対する日頃の備え

災害時の人的被害を最小限に抑えるために、日頃の安全・防災対策は不可欠です。従業員の安全確保・安否確認体制を整備し、防災資器材や水・食料等、非常用備蓄（従業員数3日分を目安）を確保しましょう。また、災害が事業に与える影響を鑑み、事前に事業所防災計画や事業継続計画（BCP）を策定しましょう。

災害に備えた防災体制を構築しましょう！

- ◆ 一般利用客の保護
 - ・ 一般利用客の利用が想定される場合、利用客の保護に関する計画を策定し、事業所防災計画や、事業継続計画（BCP）等に反映する。
- ◆ 自社内の防災対策
 - ・ 社屋内外の安全・防災対策を講じる。
 - ・ 従業員の安全確保・安否確認体制を整備する。
 - ・ 防災資器材や水・食料等、非常用備蓄（従業員数3日分を目安）を備蓄する。
 - ・ 重要業務継続のためのBCPを策定する。
- ◆ 地域との連携・協力体制の構築
 - ・ 地域との連携により、防災力向上への貢献を図る。
 - ・ 商工会議所や経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献体制を構築する。

■ 地震時の対応

災害時はまず来訪者や従業員等の安全を確保し、初期消火、救出・救護など初動活動を行いましょう。

また、正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供するとともに、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために一斉帰宅を抑制しましょう。

災害時は冷静に対応しましょう！

- ・ 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- ・ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ・ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- ・ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- ・ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救助活動を実施する。
- ・ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

市の取組

被害を抑制するための市の主な取組（予防対策）

■ 市民と地域の防災力向上

市は災害時の市民及び地域の行動力を高めるために、様々な対策に取り組んでいます。

市民と地域の防災力の更なる向上

- ◆ 市民の防災力向上
 - ・ 市ホームページや印刷物、防災講習会・出前講座等により市民の防災意識の啓発を図ります。
 - ・ 子どもから大人までの段階に応じた総合的な防災教育を推進します。
 - ・ 市民や自主防災組織、職員等を対象とした防災訓練を充実させます。
 - ・ 小平市国際交流協会と連携し、在住・在勤外国人に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかけます。
- ◆ 地域による共助の推進
 - ・ 自主防災組織への市民の参加の促進と、組織の活動の質の向上及び活性化を図ります。
 - ・ 自主防災組織の運営、資器材整備に関する支援を行います。
 - ・ 自主防災組織の防災リーダーの育成に取り組みます。
- ◆ 消防団の活動体制の充実
 - ・ 消防団資機材等の整備を図ります。
 - ・ 団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立に配慮しつつ、能力開発の促進を図ります。
 - ・ 消防団と地域等が連携した防災対策を推進します。

出前講座「デリバリーこいだいら」

市職員が直接市民の皆さまに説明いたします。会場をご用意のうえ、10～30人程度の団体やグループでお申し込みください。

【メニュー】

家庭と地域における地震対策

【内 容】

地震に対する日頃の備え方、市の地震対策

問合せ：秘書広報課

042-346-9505

印刷配布物

【防災マップ】

避難場所や避難所、給水拠点など防災に関する情報を加えた地図を配布しています。

【防災関連冊子等】

各種防災対策に関する冊子や自主防災組織の取り組み紹介などの冊子を配布しています。

問合せ：防災危機管理課

042-346-9519

■ 食料や飲料水などの備蓄

食料等は市内6か所の備蓄倉庫で集中備蓄しているほか、発災初期に避難所で必要な資機材は、小・中学校等に設置している防災倉庫で管理しています。

市では、アルファ化米等の食料や飲料水、調整粉乳等を概ね3日分の備蓄を行っているほか感染症対策用品や毛布、敷物などの生活必需品等を備蓄しています。引き続き、女性の視点や要配慮者等への配慮など、状況に応じた備蓄品の整備に努めていきます。

また、生活用水を確保するため、市内の井戸所有者の協力を得て、震災対策用井戸を指定するとともに、他の自治体や企業と災害時応援協定を締結し、災害時の物資の確保に努めていきます。

■ 避難場所・避難所の指定

市では、地震による火災などから身を守る避難場所や、災害により自宅での生活ができなくなった市民を受け入れる避難所を指定しています。

また、震災による被害の規模や、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、避難所において十分なスペース等の確保が必要なことから、民間施設の活用を含め、避難場所、避難所の指定を拡大するよう努めています。

場 所	指定場所	役 割
いっとき避難場所	校庭やグラウンドなど	地震により火災が発生し、輻射熱や煙を回避し、安全を確保するために避難する場所
広域避難場所	中央公園、小平霊園、小金井公園など	
避難所	市立小・中学校、公民館など	倒壊や火災などにより自宅に住むことができなくなった方が、臨時に生活する場所
福祉避難所	地域センター、高齢者施設、障がい者施設など	要配慮者が、状況に応じた医療や介護などの支援を受けて生活する場所

■ 避難所管理運営マニュアルの作成

避難所の管理運営が円滑に行われるよう、市では、避難所管理運営マニュアル作成の指針及び避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）を策定しています。避難所となる小・中学校等ごとに地域住民が主体となる避難所開設準備委員会を設置し、各地区ごとに避難所管理運営マニュアルを作成しています。

マニュアルを作成する際には、積極的に女性や要配慮者等の参加を推進し、女性の視点や要配慮者などあらゆる立場の避難者へ配慮した避難所運営となるよう検討を行うことが大切です。

■ 避難行動要支援者登録名簿等の作成

災害時に迅速かつ的確な支援を行うため、市では、避難行動要支援者登録名簿を作成するとともに、避難支援等関係者の拡充に努めています。また、名簿に登録された避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者（※）に対する個別避難計画の作成に努めていきます。

（※）避難行動要支援者

自宅で生活している者のうち、以下の要件に該当する者

- ・介護保険における要介護3以上の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者
- ・愛の手帳1・2度の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ・75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中等に独居になる者
- ・その他支援が必要な、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者

■ 医療救護体制の整備

災害時の医療救護活動などを統括・調整するために、医学的な助言を行う小平市災害医療コーディネーターを小平市医師会の医師から指定し、災害時の効果的な医療救護体制を整備しています。

また、市内医療関係団体と災害時の応援協定を締結し、災害時の医療救護所の設置・運営などの体制を構築しています。

《協定締結医療関係団体》

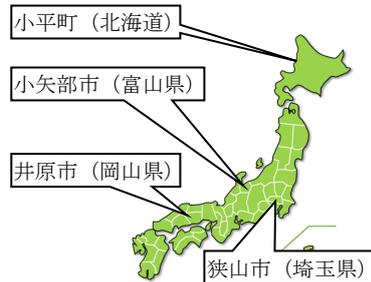
- ・小平市医師会
- ・小平市歯科医師会
- ・小平市薬剤師会
- ・小平市柔道整復師会
- ・東京都助産師会小平・小金井地区分会

■ 他市町村との応援協定締結の推進

市では、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、同時被災の可能性や、速やかな受援の観点から、近隣・遠隔市町村との協定締結を推進しています。

また、あらゆる分野における民間団体、公共的団体との協力体制の確立に努めています。

《応援協定締結自治体》



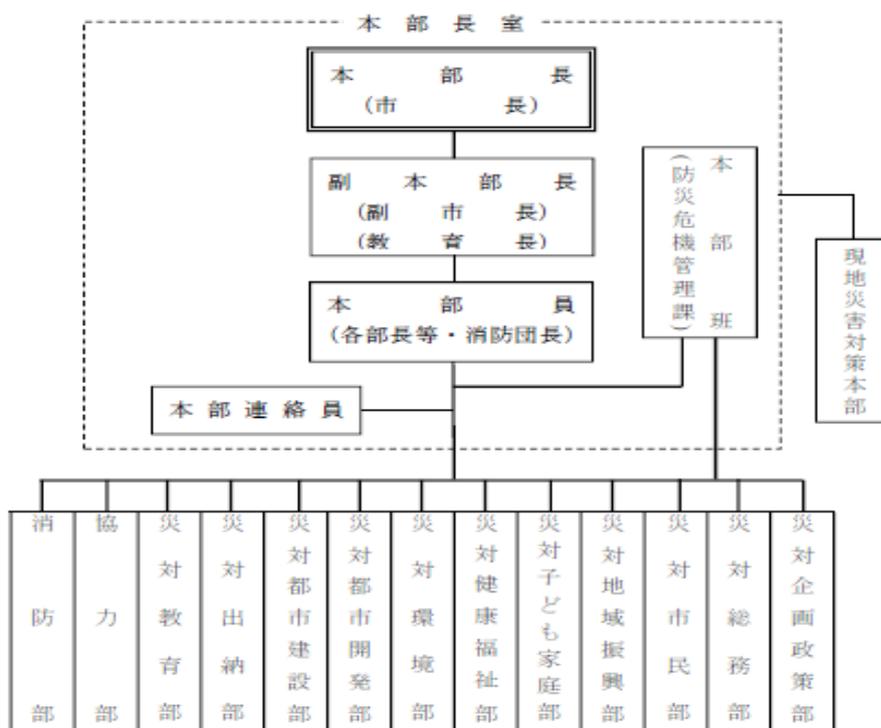
市の災害応急対策（地震発生後に実施する活動）

■ 市の体制

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、「小平市災害対策本部」を設置します。

消防・警察・自衛隊などの防災機関や電気・ガス・水道などのライフライン関係機関などと連携し、災害応急対策の活動を行います。

【小平市災害対策本部の組織】



【緊急初動態勢（初動地区隊）】

震度5強以上の地震等が発生した場合、市内居住者や隣接自治体の居住者で編成している緊急初動要員が地区防災拠点に自動参集し、発災初期の応急活動を実施する態勢を整備しています。地区防災拠点は、小・中学校等の単位を原則とし、地区内の被害情報の収集、市役所内に設置された初動本部との連絡、市民の避難誘導、給水・救助物資の支給援護、避難所の設置・運営、救護所の設営協力などの緊急初動活動を行います。

■ 避難の対策

【避難所の運営】

発災初期においては、市の職員や避難所開設準備委員会の方々が中心となり、避難者と協力し、避難所の開設準備や、避難者の受入れ、居住スペースの割り当て、負傷者や要配慮者の救護などの対応をします。時間の経過とともに、避難所運営体制を確立させるため、自主防災組織や自治会などによる自主運営となるよう、避難者で組織する避難所運営委員会と各運営班を設置し、側面的な支援を行います。

市・地域・市民が一体となった避難所運営

- ◆ 避難所運営体制の確立
 - ・ 避難者による避難所運営委員会を設置
 - ・ 避難所運営の役員には男女双方を選任する。
 - ・ 避難所生活ルールの作成
 - ◆ 避難者の把握
 - ◆ 食料、飲料水等の配給
 - ◆ 要配慮者の支援
 - ◆ ボランティアの受入れ
 - ◆ 保健活動の実施
 - ◆ 安全の確保
 - ◆ 避難所運営における避難者への配慮
- 避難所運営に関する連携

```

graph TD
    A[市  
避難所運営の責任] <--> B[地域  
避難所運営の中心  
(避難所運営委員会)]
    A <--> C[市民  
避難所運営に参加]
    B <--> C
  
```
- ・ 避難者名簿の作成
 - ・ 支援物資の管理
 - ・ 福祉避難所への移送の手続き
 - ・ 健康相談の実施
 - ・ 感染症予防の励行
 - ・ 防犯パトロールの実施
 - ・ 特に女性や子どもの安全確保に努める。
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した避難所運営体制を構築する。
 - ・ 男女別の物干し場、更衣室、トイレや授乳室などを設置する。
 - ・ 相談窓口などを設置し、女性・子ども・障がい者などの個別ニーズや意見の把握に努める。
 - ・ 要配慮者や子育て世代などに配慮したスペースを作る。
 - ・ 女性用物資については、女性により配布する。
 - ・ 間仕切りを設置し、プライバシーの確保に努める。
 - ・ 女性や子どもの安全対策など、避難所内の安全確保に努める。

市・地域・市民が一体となった避難所運営

◆ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 避難所での感染拡大を防止するため、3密（密閉・密集・密接）を回避するなど、可能な限り人との距離を広くする避難所運営の実施
- ・ 総合受付の設置
- ・ 避難者のゾーニングの実施
- ・ 居住場所配置図の作成
- ・ 毎日の健康確認（検温の実施等）

◆ ペットの同行避難

- ・ 同行避難した動物の飼育場所を確保する。
⇒避難所のペットの管理は、飼い主の責任で行います。
ペットのための防災用品の備蓄など
日頃からの備えが大切です。



東京都 ペットの防災リーフレット

■ 帰宅困難者対策

東京都は東日本大震災の教訓から「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」として、事業者には従業員を留ませることなど一斉帰宅を抑制するよう定めています。

市では東京都と連携し、帰宅困難者対策条例の周知、一時滞在施設の確保、学校における児童・生徒の保護に要する食料などの備蓄を進めています。

《発災後、概ね3日までの取組》

◆ 駅周辺での混乱防止

- ・ 駅周辺の滞留者に避難場所までの情報を提供、帰宅困難者等の誘導を行います。

◆ 情報の提供

- ・ 一時滞在施設に災害関連情報や公共交通機関の運行状況などを情報提供します。

◆ 児童・生徒の保護

- ・ 学校、学童クラブ、保育園などは、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資などを提供します。
- ・ 児童・生徒の安否について、事前に定める手段により、保護者へ連絡します。

《発災後、概ね4日以降の取組》

◆ 徒歩帰宅者の支援

- ・ 利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- ・ 徒歩帰宅者への情報提供などの支援を行う。

■ 住民の生活の早期再建

災害発生後、早期に住民の生活再建を図り、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要です。

市は、被災住宅の応急危険度判定などにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握します。また、被災家屋等の現地調査を早急に行い、罹災証明書交付手続きや応急仮設住宅への入居を迅速化すること、さらに、義援金や支援金など住民の生活の早期再建に資する各種相談窓口を開設するなど、被災者の生活再建のための対策を着実に実施し、被災者の生活を支え、早期に再生する仕組みづくりを進めていきます。

◆ 罹災証明書の交付

罹災証明書は、住家等の被害程度的事实を証明するもので、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や被災者生活再建支援金の支給、市税の減免を受ける際などに必要となります。

市は、被害認定調査の調査体制を充実させると共に、小平消防署等の関係機関と罹災証明書交付に係る連携体制を確立するよう努めます。

◆ 相談窓口の開設

被災者のための相談所を設け、生活の早期再建のための相談、要望等に対応します。また、専門知識が必要な相談などは必要に応じて、速やかに関係機関に連絡し、対応を要請します。

その他、各種支援金、見舞金の給付等を行います。

◆ 被災住宅の応急修理

震災により、住家が半壊又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災住居の居住性を維持します。

◆ 応急仮設住宅等の供給

市は、東京都と連携し応急仮設住宅を早期に建設し、被災者に供給します。また、一時提供住宅の供給のため、都に対して都営住宅等の空き家の提供を依頼するほか、協定を締結している不動産関連の協会に対して民間賃貸住宅の空き家の提供について依頼します。

その他の地域防災計画

風水害編

台風やゲリラ豪雨などの風水害が発生した場合に備えて、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を実施し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、地域防災計画（風水害編）を策定しています。

原子力災害編

市内や都内に原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に市の地域は含まれていません。しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないうえ、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京でも様々な影響を受けました。この経験を踏まえ、近県の原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、必要な情報収集や正確な情報伝達体制の整備といった、市の初動態勢と市民の不安の払拭と安全の確保を図るために、地域防災計画（原子力災害編）を策定しています。

火山災害編

富士山で大規模な噴火が発生した場合に、噴き上げられた火山灰が、気象状況によっては、本市にも2～10cm程度降灰する可能性があります。降灰対策の推進を目的とし、地域防災計画（火山災害編）を策定しています。

小平市地域防災計画（令和3年修正）

（震災編）概要版

令和3年12月発行

編集・発行 小平市総務部防災危機管理課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1, 333番地
電話番号 042-346-9519
